

ひろしま復興・平和構築研究事業 報告書

広島の復興経験を生かすために

－ 廃墟からの再生 －

第3巻

平成29年3月

国際平和拠点ひろしま構想推進連携事業実行委員会
(広島県・広島市)

発刊にあたって

本書は、広島県と広島市で構成する国際平和拠点ひろしま構想推進連携事業実行委員会が、平成25年度に取りまとめた『ひろしま復興・平和構築研究事業報告書 広島の復興経験を生かすために―廃墟からの再生―』の一層の充実を目的として、平成27年度に引き続き実施した、紛争終結国等からの研修生のニーズの高いテーマを取り上げ調査を行う補完研究の成果を報告書としてまとめたものである。

平成27年度に実施した補完研究では、教育と医療の2つのテーマを取り上げた。教育については、爆心地近くの小学校の復興過程とそれに地域社会が果たした役割の検証について、医療については、壊滅的な破壊から、広島の医療現場が比較的速やかな復興を遂げたことについて、具体的事例の紹介によって、その過程を検証した。

平成28年度においては、原爆被災と行政、そして原爆孤児の2つのテーマを取り上げた。

原爆被災と行政については、原爆投下に至るまでの行政組織体制、そして被爆後の行政組織の建て直しと対応、戦災処理における行政組織と軍との関係、そして常態への復帰までが、著者の広範な知識と文献研究によって検証される。破滅的な被害に遭いながらも、行政機能がいかに担保されたかを検証する。

原爆孤児については、これまで語られることが少なかった復興過程における原爆孤児の軌跡を、一次資料や豊富な取材を基礎にたどり、原爆被害からの人間の「再生」とは何かを問いかけることで、復興の過程に埋もれ、見えなくなっていく人々の思いを検証したものである。紛争後社会における子供や女性といった社会的弱者の保護や精神的ケアの問題は、現代においても国際社会に対する課題として突き付けられている。その意味において、この問題は極めて現代的課題を扱ったものといえる。

本書が、広島で復興を学ぶ人々の関心に応え、紛争終結国における復興・平和構築の取組を後押しし、平和な国際社会の実現に向けた取組が一層促進されることを期待している。

最後に、執筆者の方々をはじめ、本研究にあたり貴重な助言や資料提供などに御協力いただいた関係各位に深く感謝申し上げます。

平成29年3月

国際平和拠点ひろしま構想推進連携事業実行委員会

目 次

ひろしま復興・平和構築研究事業

安藤 福平	原爆被災と行政	1
西本 雅実	「原爆孤児」一語られざる軌跡	15

原爆被災と行政

安藤 福平（あんどう ふくへい）

1948年生まれ。京都大学大学院文学研究科博士課程中途退学。

日本アーカイブズ学会登録アーキビスト。

広島県立文書館名誉館員（元広島県立文書館副館長）

はじめに

広島への原爆投下は、事前の空襲への備えがほとんど用をなさないほどの、想定をはるかに超えるできごとであった。それでも、軍も行政も人々も、事前の備えと現有の機構と機能、リソースの範囲で対応するほかはなかった。それは、まさに原爆被災特有の事象であったが、多くの戦災やあるいは大規模自然災害にも共通する側面もみられた。

本稿では、原爆投下直前の行政の体制、空襲への備えから説き起こし、壊滅的被害を蒙った行政の体制立て直し、軍主導の戦災処理、応援体制の発動、応急対策、情報統制、常態への復帰などに焦点をあて、原爆被災に対する行政の対応について概略を記す。

一 本土決戦体制と広島

1 中国地方総監府

アジア太平洋戦争末期、日本の敗戦が必至となるなかで、戦争指導部は本土決戦に備えた。1945年4月、連合軍の上陸で本土が分断された場合に備え、東日本の諸軍を統轄する第1総軍（司令部・東京）と西日本の諸軍を統轄する第2総軍（司令部・広島）を設置した。第2総軍は、第15方面軍（司令部・大阪）と第16方面軍（司令部・福岡）を統轄し、広島市二葉の里の元騎兵第5聯隊跡に司令部を置いた。6月には第59軍（第15方面軍隷下）および中国軍管区（各司令部の司令官は兼任）が創設された。宇品には陸軍の船舶輸送作戦の業務を遂行する陸軍船舶司令部（陸軍運輸部と二身一体）があり、内地・外地240隊、30万人を超える部隊（暁部隊）を指揮する役を担った。広島は戦争末期にいたって、ますます陸軍の重要拠点となったのである。広島湾をはさんだ至近距離にある呉市は、呉鎮守府と東洋最大の兵器工場である呉海軍工廠を擁する海軍の拠点であった。

軍管区制にあわせ、中央政府から広範な権限を委譲された地方政府ともいべき地方総監府を設置することになった。中国5県を管轄する中国地方総監府は広島市に設置され、地方総監には、広島県知事で中国地方行政協議会会長の大塚維精が就任した。地方総監は強大な権限を有していた。中国地方総監の場合、中国地方の国の出先機関および中国5県知事への指揮権、非常事態に際しての中国地方の陸軍・海軍司令官に対する出兵要請権などを有していた。庁舎は千田町の広島文理科大学内に置かれた。

2 空襲への備え

中国地方総監に転出した大塚の後任の広島県知事には、大阪府次長の高野源進が就いた。高野は、すでに大阪空襲を体験しており、民防空の責任者として当然のことながら、空襲への備えの遅れに危機感を抱いていた。

当地は今日迄は空襲も比較的少なかりしも何れ近々大空襲あることと覚悟致居り候、当地は地

域狭小河川多く殆んど全部木造建築にて火災発生せば如何とも致難き状況にて唯心のみあせり居り候〔「高野源進書簡」6月20日〕

原爆投下目標となっていたがゆえに広島への空襲が禁止されていたことを県知事は知る由もなかったが、7月20日付の書簡では、広島に空襲がないことを「却って気味悪き様感ぜられ居り候」とし、建物疎開¹を急いだ。

中小都市の總てが焼土と化せる昨今、当広島市のみはさしたる被害も蒙らず、却って気味悪き様感ぜられ居り候、果して間に合ふや否や不明なるも目下大々的に建物の疎開を実施中^{これあり}に有之候〔「高野源進書簡」〕

もともと広島は軍都であっただけに、早くから防空演習を実施するなど防空には力を入れていたが、各都市に対する現実の空襲は当初の想定をはるかに超える大規模なものとなっていた。しかも、軍都であるにもかかわらず未だ空襲がないことに恐れを抱いていた。それゆえ、広島への空襲はこれまでの経験の最大限規模になるというのが、当局者の想定であったようである。県警察部は、「重要地点タル広島市ノ爆撃ハ各地ニ見ラレザル激甚ナルモノト想定シ」、B29が300機襲来するという「当時トシテハ大ゲサナ予想ノ下ニ」対策を進めた²。また、救命・救援のため、暁部隊より20万人分の浮き輪を借用し市民に配布するとともに、暁部隊の舟艇を各河川に配置するよう求めた。さらに、広島市空襲の場合なんらの命令なくとも広島市周辺の各警察署管内より食糧（20万人分の握り飯、40万人分の乾パン、飲料水）をトラックにて運搬するという周辺からの救援策を用意していた、という。〔石原虎好手記〕

3 行政機関の空襲対策

水主町の県庁舎は1878年建築の木造建物で、付近の建物を除却して7万坪の空地を造成していたが、耐火性に問題があった。そこで、警察部は耐火建物である広島市役所に移転し、土木部は本川国民学校へ移転した。そのほか、打越町の安芸高等女学校（調査課および農務課の一部）、袋町国民学校（衛生課）、商工経済会（会計課の一部）、尾長町の盲学校（学務課の一部）などにも疎開した。七つの川が空襲時には天然の防火帯になることから、デルタの各島に分散することにより、空襲による全滅を避けようとしたのであろう。また、県庁（県防空本部）が空襲に罹災した場合の移転先として、市役所・本川国民学校・商工経済会・安芸高等女学校・福屋を予定していた。

その一方で、「高野知事の意向として、毎晩三百人の職員を県庁に宿泊させ、いかなる事態が発生しても、せめて県庁だけはわれわれ職員の手で守り抜こう」と、県庁の防衛体制も固めていた。〔『県庁原爆被災誌』177頁〕広島市でも、毎晩交代で職員60人が当直していた。市の職員には防空小区現地隊の役目もあった。市内を24の小区に分け、市職員を隊員とする防空小区現地隊を編成して、市民の避難・誘導、市との連絡にあたることになっていたのである。〔『市役所原爆誌』16, 33頁〕決戦体制化であり、職員には「一死以テ職ニ殉ズルノ気魄ノ下」「各自ノ職責ヲ完遂シ、以テ決戦下ニ於ケル皇国官公吏ノ本領ヲ發揮スベシ」（5月10日大塚県知事の訓示）という心構えが求められていた。〔『県庁原爆被災誌』34-35頁〕

公文書を空襲から守ることも重要な課題であった。広島県は、高田地方事務所（高田郡吉田町）、教員保養所（佐伯郡地御前村）、広島市内の安芸高等女学校および盲学校に文書を疎開した。また、支出証拠書類などの文書は、県庁直近の防空壕に保管しており、これらの書類は原爆を生き延びた。

広島市は、戸籍簿の大部分を比治山の頼山陽文徳殿へ疎開し、文徳殿は戸籍選挙課分室となり、職員もここに出向して執務した。戸籍簿の一部と、印鑑登録簿・土地家屋台帳など事務上しばしば必要

な簿冊は、市庁舎前にあった藤田ビルの疎開あとの地下室に疎開した。これらの書類は原爆を生き延びた。しかし、3階北側の文書係書庫に一括して保管していた各課の保存文書は、佐伯郡古田町田方の青年会館へ疎開する予定で、一時的に大手町国民学校に移していたところを被爆して焼失した。その他の各課の重要文書も疎開あとに残された市内各所の土蔵などを利用して納めていたが、これも焼失した。〔数野文明〕

二 原爆攻撃下における行政の被害と体制

1 市役所の被害

8月5日夜は警戒警報が発令されたため、市役所の防空本部要員や防空小区現地隊は各部署に出勤し防空活動に従事していたが、翌午前3時ないし早朝に帰宅した。なかにはそのまま勤務に就いた者もいた。〔『市役所原爆誌』33頁〕夜間防空警備についていた職員は正午まで休養してよいことになっていたため、8月6日は、男子職員は比較的出勤者が少なく、女子職員はほとんど出勤していた。8時に中庭で朝礼後、それぞれの執務室で仕事にとりかかろうとしたところへ原爆が投下された。〔同上34-36頁〕市役所は爆心地から約1.2kmに位置していた。

「突如、目もくらむ強烈なせん光が走った。……時を置かず、ごーっという物凄い地響きが役所の建物も崩れよとばかりにとどろきわたってきた。」〔同上36-37頁〕爆風で窓が壊れ人と物が吹き飛ばされ、庁舎内は修羅場と化した。即死者、重傷者、失神後息を吹き返す者、地下や壁際にいて軽傷で済んだ者もいた。生き残った者は脱出をはかり、互いに救助しあった。間もなく、火災が発生し、やがて市役所の周囲は火の海となった。多くの者が公会堂の池付近に避難した。

市役所付近の建物は疎開で撤去されており、市庁舎が類焼することはありえないと考えられていたが、熱風はついに市庁舎をも襲い、ほぼ全焼した。東南角地下の防衛課・防衛部長室・ボイラー室とその上にある1階の保健課、援護課は、かけつけた職員の必死の消防活動により焼失を免れた。午後3時ごろには周囲の火災も下火となり、歩けるものは避難していった。

職員は、職場、通勤途上、自宅などで被害を受けた。栗屋仙吉市長は、水主町市長公舎で倒壊した家屋の下敷きとなり、その後の火災で焼け焦がれた遺骸が7日に収容された。1946年版『市勢要覧』によれば、1945年8月1日現在の職員現在員数は1445人、うち死亡者271人という数字が掲げられている。当時助役であった柴田重暉の10年後の回想によれば、「戦時中の広島市役所には、本庁に約九百人、水道部（基町）に約百七〇人、等を中心として約千二百人の職員を擁していた。この内、本庁関係の即死、行方不明三百七十七名、水道部八十三名、合計四百六十名に達し、残余の職員も誰一人無事故なものはないという惨状であった。」〔柴田重暉23頁〕1966年2月末現在で確認できた数字を示せば、在職中に被爆した職員は計1,068人（市会議員42人を含む）で、うち死亡者445人、生存者424人、生死不明199人であった。死亡者のうちわけは、死亡時期不明184人、即死45人、1か月未満106人、1年未満12人、1年以上98人となっている。〔『市役所原爆誌』246-249頁〕

2 県庁の被害

爆心地から約900mに位置した県庁は全壊した。出勤していた職員は約700人といわれるが、その多くは、即死するか、倒壊建物の下敷きになって焼死した。爆心地に近い疎開先事務所や出先機関も全滅に近く、そのほか通勤途上または自宅で被爆した者も多かった。8月10日現在で把握できた庁員罹災状況は、総員1,107人中、健在者254人、負傷者267人、死亡者57人、行方不明者529人であった。〔「戦災記録」116頁〕高野県知事が9月7日に出した書簡には、「当県庁員にて既に死亡せるもの六百六名、

尚相当数の死者を出すことと存じ居り候、生を全ふせしものゝ多くは出張中の為当地に在らざりし者にて、重軽傷者を加ふれば在庁員の全部と云ふも過言これなくと記されている。〔「高野源進書簡」〕1976年に刊行された『広島県庁原爆被災誌』には、「広島県職員の被災状況」として、死亡者数を本庁607人、出先機関等524人、計1,131人としている（この数字は1976年1月31日までに死亡した「県職員原爆犠牲者」の総数）〔『県庁原爆被災誌』92-93, 323-386頁〕

3 行政機能—壊滅からの建て直し

空襲により県庁が罹災した場合の移転先（市役所・本川国民学校・商工経済会・安芸高等女学校・福屋）は、いずれも消失もしくは倒壊した。警察部長が出張中の県知事に代わり、県防空本部を比治山下の多聞院に設置したのは、被爆からおよそ9時間後のことであった。

石原警察部長は上柳町の官舎で倒壊した建物の下敷きとなり左足を負傷したが、脱出し、付近の応急救助活動にあたったのち、市役所、総監府に向かった。いずれも焼け落ちていたため、かねて災害時の集合場所と決めていた多聞院にたどりつき、午後5時ごろ「広島県防空本部」の立札を立てた。負傷した警察官と2人での開庁であった。備後方面（芦品郡府中町）に出張していた高野広島県知事は、午後6時半ごろ多聞院に到着した³。8時過ぎには防空本部は警察官を中心に60人程度になった。

翌朝、防空本部（仮県庁）は下柳町の広島東警察署に移転した。東警察署は被爆直前に京橋町から耐火建物である芸備銀行の支店に移転しており、被爆時、必死の消火活動により焼失を免れたものであった。

原爆投下時、市役所市長室では幹部会議が開かれていた。居合わせた幹部は、黒瀬斉収入役、島田修三教育部長、谷山源睦戦時生活部長らで、いずれも負傷した。前夜からの空襲警報発令で警備に就いた幹部および職員の多くは、自宅で被爆した。配給課長・浜井信三は大河の自宅で被爆、ただちに本庁に向かう。御幸橋を渡り広島電鉄本社前で血まみれの黒瀬収入役と会い、本庁の様子を知る。その後、中原考査役（仁保で被爆）、ついで森下重格助役が現れた。〔浜井信三3-8頁〕森下助役は千田町の下宿で倒壊家屋の下敷きになり一時失神、寝巻き姿のまま南出張所（皆実町）へ避難後、浜井配給課長らと遭遇したもので、4者で善後策を協議した後、午後2時ごろ中原考査役らと登庁し、7日からは市長代理として陣頭指揮をとった⁴。6日夕、多聞院の県防空本部との連絡もとれた⁵。7日朝、柴田重暉助役が秘書と子息に伴われ登庁した。柴田助役は中広の自宅で被爆、倒壊家屋の下敷きになり歩行困難となるも、午後5時ごろ子息に背負われて本川国民学校まで行ったものの猛火のため引き返し、翌朝、登庁したのであった。〔柴田重暉17-18頁〕少人数ではあったが、職員が庁舎に泊まり込んで、市役所の機能を復活させるべく奮闘する⁶。

中国地方において指揮命令系統の頂点に立つべき中国地方総監府も壊滅状態となった。大塚総監は上流川町の官舎で建物の下敷きになり焼死した。服部副総監は、広島文理科大学内の庁舎で被爆・負傷したが、脱出し、双葉山の防空壕に設けられた第2総軍司令部に到着し、事態の收拾を軍に依頼した。その後、多聞院に向かい、総監府は機能を失ったので事態の收拾を県知事が行うよう指示した。

〔『中国地方総監府誌』29-30頁〕

基町に陣取っていた第59軍—中国軍管区司令部は原爆により壊滅状態となり、司令官・藤井洋治は死亡した。生き残った松村秀逸参謀長が、賀茂郡原村に駐屯していた総武兵団（第230師団）への連絡のため山本大尉を派遣した。山本大尉は、16時に到着、命令を口達した。原村部隊の先遣隊は20時に出勤、歩兵大隊長の指揮する主力は、22時に出発、貨車輸送により移動した。〔安藤福平〕このとき先遣隊で出発した土橋慶治中尉の手記によれば、「八本松駅まで行軍し、午後八時、暗黒のなかを汽車に

乗りこんだ。汽車は速力鈍く、ようやく広島市郊外の向洋駅(?)に到着した。ここから行軍して広島市内に入ったが、すでに七日の夜明けであった。夜のしらじら明けに見る市内の惨状は、想像を絶していた。」とある。[『広島原爆戦災誌』第1巻430頁]

4 軍主導の戦災処理体制

原爆攻撃により軍と行政機関が壊滅状態となるなかで、爆心から離れた宇品の船舶司令部はほぼ無傷で残った。佐伯文郎船舶司令官は、直後の状況をつぎのように記している。[佐伯文郎]

原爆直后、爆発の状況は全く不明であった。市内中心部の上空には入道雲が折り重って天に押し、実に凄惨な痛ましい状況を呈した。

総軍・中国軍管区司令部・県庁・市役所に連絡した処、通信不通で状況が不明であったが、市内に火災が起ったことは現実に認められた。

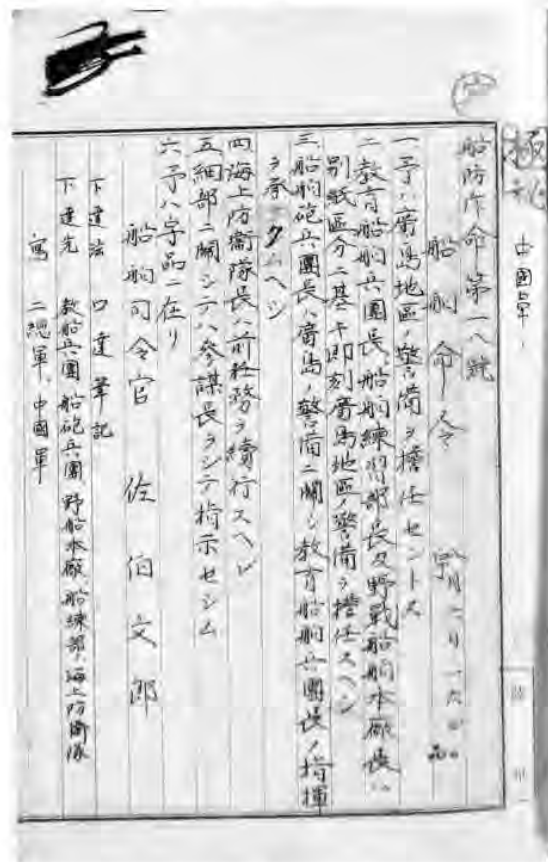
そのうちに火傷した患者が構内に、陸続と押しかけて来たので、上屋凱旋館に收容し、船舶軍医部が総がかりで応急手当てをした。

「一刻も^{ゆるが}忽せにし難い状勢」とみた船舶司令官は8時50分に最初の命令を出した。[「船舶司令部作命綴」]

船防作命第一号

船舶命令 八月六日〇八五〇・宇品

- 一、本六日〇八一五敵機ノ爆撃ヲ受ケ各所ニ火災発生シ爆風ノ為被害相当アルモノト如シ
- 二、予ハ広島市ノ消火並ニ救難ニ協力セントス
- 三、海上防衛隊長ハ消火艇隊ヲ以テ京橋川兩岸ノ消火ニ任セシムヘシ
- 四、広島船舶隊長ハ救難艇ノ一部ヲ以テ逐次患者ヲ似島ニ護送スルト共ニ爾余ノ主カヲ以テ京橋川ヲ遡江シ救難ニ任セシムヘシ
- 五、野戦船舶本廠長ハ救難隊ヲ以テ京橋川ヲ遡江シ救難ニ任スルト共ニ更ニ一部ヲ以テ市内ノ消防ニ任セシムヘシ
- 六、船舶練習部長ハ救難隊ヲ中央棧橋附近ニ於テ出發ヲ準備セシムルノ外一部ヲ以テ通信隊補充隊ヲ救難スヘシ
- 七、教育船舶兵団長ハ一部ヲ以テ千田町特幹通信隊ノ救援ニ任スルト共ニ主カヲ以テ破壊消防ヲ準備スヘシ
- 八、船舶砲兵団長ハ速カニ砲兵教導隊ノ一部ヲ以テ通信隊補充隊ヲ救援スヘシ
- 九、井ノ口部隊及幸ノ浦部隊ハ待機ノ姿勢ニ在ルヘシ
- 一〇、予ハ宇品船舶司令部ニ在リ



広島地区の警備に関する命令（「船防作命第18号」）1945. 8. 6 16:40
防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「船舶司令部作命綴」

こうして、船舶司令官独自の判断による、消火、救護、患者の護送など救援活動が開始された。

夕刻近く、総軍からの命令により、船舶司令官は在広・到着諸部隊を指揮下に置くとともに、総監府・県・市を指揮下におき、広島警備を担任することとなった。〔佐伯文郎〕服部副総監の要請もあり、行政機関が壊滅状態となるなか、第2総軍は軍主導で戦災処理にあたることを決意、それを船舶司令官に委ねることになったのである。総軍からの命令を受け、16時40分、船防作命第18号（前頁写真）が出される。〔船舶司令部作命綴〕「予ハ広島地区ノ警備ヲ担任セントス」とし、警備担任地域を東地区・中地区・西地区に区分し、それぞれ教育船舶兵団長・船舶練習部長・野戦船舶本廠長に担任させることとしたのである⁷。翌8月7日10時、総軍司令部において在広陸海軍、官衙長会議が開催され、総軍が臨時指揮し応急措置を講ずることが在広軍官全体の合意となった。〔「戦災記録」100頁〕これを受けて、14時、「広島警備担任船舶司令官 佐伯文郎」の名で広警船作命第1号「広島警備命令」が発令された。〔同上102頁〕

予ハ自今広島警備ノ担任ヲ命ゼラレ、在広諸部隊並ニ逐次広島付近ニ到着スル陸軍部隊ヲ併セ指揮シ速ニ戦災復旧ヲ処理セントス、戦災処理ノ為警備ニ関シ中国地方総監広島県知事及広島市長ヲ区処セシメラル

戦災処理のための警備に関しては、行政機関が軍の指揮下に入るようになったのである。在広軍官全体の合意に基づく事実上の軍政状態、軍の指揮下で戦災処理が進められていく。軍官民諸機関の連携を徹底するため、7日10時の在広陸海軍、官衙長会議を皮切りに、各種会議が随時開催された。広島県が関わった会議に限定されるが、広島県「戦災記録」に見える諸会議は次のとおりである。〔同上99-139頁〕

- 7日 在広陸海軍、官衙長会議／部長会議（於県本部）／経済第一部長・農務課長・地方事務所員等協議／罹災対策協議（於船舶司令部）
- 8日 船舶司令部主催会議（於市役所、中止）／県主催陸海軍関係者の衛生救護会議／防空総本部から6名来広し総監府・総軍と連絡後、知事と懇談（於県庁）／船舶司令官・知事懇談（於県庁）／総軍連絡会議（於比治山神社）／総軍畑元帥・警察部長と懇談（於県庁）／中国軍需管理局長官、警察部長と懇談（於県庁）／戦災後の救護に関し協議会（於防空本部＝県庁）
- 9日 総軍主催会議（於市役所）／船舶司令部連絡会議（於市役所）
- 10日 岡山県知事・山口県内政部長・内務省防空総本部総務局長来県／県知事、船舶司令官・鉄道局長・通信局長・西部通信総局長・西警察署長等訪問／宇品警察署管内の一部における警備隊・警察部・警防団・連合町内会長会議／船舶司令部連絡会議（於市役所）
- 11日 災害対策委員会（於県庁）／防衛会議（於船舶司令部）
- 12日 県知事、船舶司令官を訪問／災害復旧対策部課長会議（於本部＝県庁）／総軍連絡会議
- 13日 県知事、救護状況を視察後関係課長に指示／戦災対策委員会（於県庁、「戦闘司令所防衛会報」をとりやめて）
- 14日 県知事、救護状況を視察後衛生課長に指示
- 15日 部長会議（於県庁）／地区司令部主催連絡会議・分課会議（於市役所）／県知事訓示、全庁員参集（於県庁）
- 17日 県知事、呉鎮守府・呉市役所・呉警察署訪問／第2総軍岡崎参謀長、県知事を訪問／会計課長等、県庁舎移転問題協議（於東洋工業）
- 18日 県知事、軍管区司令部訪問／部課長会議／市長・地方事務所長会議／都市計画委員会／

内務省福田事務官来県、協議／東洋工業社長、県知事を訪問

19日 部課長会議／日赤病院長、県知事を訪問

20日 県知事、県庁舎移転（東洋工業）に際し全庁員に訓示／各官公衛長連絡会議（於総監府）

21日 県知事、第2総軍訪問／服部副総監、県知事を訪問／広島市会議長、県知事を訪問

戦災処理は、行政の役割であり、軍がこれに協力する場合にも、軍管区司令部・地区司令部が前面に出るところであるが、市内中心部に所在した官衛、陸軍諸部隊が壊滅状態となったため、船舶部隊が主導するほかなかった。しかし、これは「臨機ノ措置」としてとられたもので、早急に常態への復帰が目指された。

8月8日の連絡会議では、軍側は「先ヅ速ニ現況ヲ把握シ民心安定ヲ図リ」「主要事項ヨリ逐次着手、市民生活ノ復興ヲ図ル」とし、こうした応急措置の期間は「概ネ二十日乃至一ヶ月トシ、順次総監府・県等ノ通常事務〔遂〕行ニ移行スル様」との意向を述べた。一方、県知事は、市役所は数十人しか出動できていないことから、呉市、県の地方事務所や土木出張所、各種団体の応援を得て、県市一体で活動する予定であることを表明した。〔同上105頁〕

8月10日の船舶司令部「広島救護計画」では、「広島警備担任司令官ノ收容シアル患者ヲ逐次軍管区並ニ官民機関ニ移管ス」とある。〔「同上118頁」〕8月11日に船舶司令部で開催された防衛会議では、「軍隊ノ技術的援助及労力援助ハ今後永続困難ナリ、県及市自体ニ於テ考慮セラレタシ」と申し渡されている。〔同上123頁〕

さらに、8月12日の「広島警備命令」（広警船作命第23号）では、8日から設置していた広島市役所内の戦闘司令所を撤収し船舶司令部に復帰する、代わって連絡所を設置し、広島地区司令部より連絡所長を差出すことを命じている。〔同上127頁〕中国軍管区司令部－広島地区司令部という本来の指揮系統への復帰準備である。

このような段階を経て、原爆投下直後の戦災処理が概成し、新たな中国軍管区司令官が着任したことから、8月15日、船舶司令官の広島地区警備の任が中国軍管区司令官に移譲されることになった。ただし、中国軍管区司令官は「戦災処理ノ為ノ警備ニ関シ当分ノ間依然在広官民機関ヲ区処スヘシ」とされた。〔「第二総軍命令等」〕軍に関しては本来の指揮系統への復帰がなされたわけであるが、事実上の軍政状態が続いたわけである⁸。

このような軍主導の応急体制は短期間に大きな効果をあげた。「毎日定例連絡会ヲ開催、復旧の緩急順位其ノ他諸対策ノ討議ヲナシ、復旧活動ハ終始一貫全機関秩序アル統制ノ下ニ処理シ得ラレタルモノト思料ス」と県知事が評価している。〔「八月六日広島市空襲被害並ニ対策措置ニ関スル件（詳報）」〕また、佐伯船舶司令官は、昭和天皇差遣の侍従への報告（9月3日付）において、「第二総軍司令官統一指揮ノ下在広軍官民渾然一体トナリ其總力ヲ挙ケテ戦災処理ニ邁進シ短期間ニ応急処理ヲ遂行シ得タルハ小職ノ欣幸トスルトコロナリ」と所感を記している。〔「侍従御差遣録」〕

5 応援体制

想定を超えた奇襲攻撃にもかかわらず、県内外からの応援、とりわけ県内からの応援が既定計画にもとづき発動された。警察部長は、可部署・海田市署を通じて県下の警察署に対し既定計画にもとづく食糧の応援、警察官・警防団員・救護班員の応援を指示した。

その結果、原爆攻撃当日の6日午後3時まで乾パン12万食が配給され、同日中に豊田郡の救護班が多聞院に到着し、救護所を開設した。翌7日には、警察官190人・警防団員2,159人が広島に出動し、各警察署管内の救護班員計300人が来広した。警防団員の出動はのべ2万人を越えた。医師や看護婦な

どからなる救護班の広島出動は、戦時災害保護法の適用期限である10月5日まで続いた。出動した県内救護班員の総数は、実人員2,557人、のべ人員21,145人、県外救護班の出動は、実人員715人、のべ人員5,397人に上った。このほか、高等女学校の教員・生徒なども救護に動員された。

職員の多くが被害を受けたため、市役所の機能は危機に瀕しており、呉市役所や県などの応援を仰ぐ状況であった。21日の県知事報告でも、「援護復旧作業ノ中心ヲナスベキ広島市役所ハ総員一、二〇〇名中相当ノ死傷者アリタルタメ出動僅カ八〇名程度ニシテ其ノ機能發揮シ得ズ、県庁並軍関係諸機関ニ於テ直接処理シツヽアル状況ナリ」とある。〔同上〕

県庁の場合、地方機関が県内各地に立地していたので、死亡・負傷した職員を補うため地方機関から職員を動員することができた。9日には、県庁員・関係団体員・応援地方事務所員の出県簿を備えつけ、同時に、死亡者・健康者・負傷者の調査を始めた。県庁職員および家族の合宿所を五日市産報道場とし、バックアップにつとめた。10日には泊り込み職員の宿舎として、東警察署を県庁幹部と警察部関係等、三篠信用組合を県庁員と応援地方事務所員等に割り当てた。〔「戦災記録」111-114頁〕

県は国に対しても職員の転勤、補充を要請している。8月13日、県知事は各省の次官あてに「高等官判任官雇傭員其他何タルヲ問ハス本県ニ転勤方御取計ヒ相煩度、出来得レハ本県出身者又ハ本県ニ勤務ノ経験アル者ナラバ一層好都合ニ御座候」と要請している。これには、「参考」として死亡あるいは負傷した部長および課長25人の職氏名を掲げている。〔同上129-130頁〕

一方、軍については、宇品の船舶部隊が救援活動の中心になることは事前に想定されていたわけではなかったが、県警察部から空襲への備えとして支援を要請された経験が生かされたと思われる。宇品の部隊だけでなく、船舶司令官の命令により広島市以外に駐屯の船舶部隊も広島入りし、船舶部隊の出動は4,000人に及んだといわれる。呉鎮守府も、広島からの帰来者の報告により、午前11時20分、救護隊派遣準備を命じ、午後1時25分、5隊の救護隊を派遣した。7日早朝に広島市内に到着した総武歩兵第321部隊の約160人（前述）をはじめとして、第2総軍の命令により隷下の部隊も相次いで来援した。広島第1陸軍病院の江波分院と戸坂分院では、被爆直後から救護活動をおこなうなど、各陸軍病院関係による救護活動もおこなわれた。

被害の少なかった宇品地区では、10日に軍官民の会議を開催した。宇品警備地区復旧事務所を開設し、現官民機構を活用して警備隊（暁部隊）支援の下に自主復興を図ることになった。委員長は宇品警察署長で、委員は船舶司令部見習士官・宇品憲兵分隊下士官・宇品連合町内会長・宇品警防団々長・皆実町西部町内会長で構成された。取り組む事項は、市民治安確保、生活必需事項の迅速処理などで、たとえば交通路の整理では、主要線路は軍において担任するも、隣組で担任地区を決めて官民で迅速な復旧を図ることとした。〔同上124-125頁〕

三 応急対策の実施

1 避難・救護・給付

広島市内から脱出し、あるいは搬送された避難者・負傷者は優に20万人を越えた。徒歩で脱出した者も多かったが、鉄道やトラック、船でも運ばれた。芸備線筋では庄原や東城、西部方面では大竹・岩国など遠隔地にも多数が収容された。周辺町村では、救護所や学校などのほか民家にも割り当てて避難者を収容した。想定外の原爆攻撃であったため、秩序だった避難誘導は不可能であり、各個人の判断による自力脱出となった。しかし、あらかじめ広島市内の各町ごとに避難先を指定していたことは、避難者の避難先選択に影響を与え、行方探しの便となった。避難者受入準備は事前に徹底されており、さらに広島市が受入先町村につきのようにより依頼していたことも、受入先町村の事前の構え、避

難者受入後の積極姿勢を引き出すプラス要因となったと考えられる。〔狩小川村「庶務一件綴」〕

目下の諸情報に鑑み吾が広島市亦大空襲を受くるの公算極めて大にして今や時間の問題と推定致候、就ては本日全市民に諭告を發し決然起つて国土防衛に挺身敢闘最後迄軍都死守を訓示致候得共、不幸大避難の余儀なき事態に立至り候節は貴職並に貴町村民の御迷惑一方ならずと存候得共、予て協議決定致候罹災者避難実施要綱に基き之が收容保護に絶大なる御同情と御援助を賜り候様^{ひたすらごんがんでまつり}只管奉懇願候……

昭和二十年三月十七日

広島市長 粟屋仙吉

地方事務所長殿

警察署長殿

町村長殿

広島市は、空襲に備えて市内各国民学校など32か所の救護所および18か所の救護病院を指定していた。原爆により大打撃を受け、計画どおりの救護活動は遂行不可能な状態となったが、重傷患者が多敷集結した場所が救護所と定められ、そこに救護班が配置され、自然発生的な救護活動がなされた。救護所の総数は、各種文献・手記から判明するだけで、8月6日当日に設けられた救護所数は、市内99箇所（うち病院救護所16）、市外142箇所（うち病院救護所38）、計241にのぼる。

広島赤十字病院・広島逓信病院など倒壊・全焼をまぬかれた病院では、被爆直後から救護活動がおこなわれた。各所に救護所が設けられ、たとえば本川国民学校では、陸軍の衛生隊が7日から治療にあたった。同校には8日から9月6日にかけて、西条療養所・三次・加計・尾道・三原・竹原・因島の救護班の来援があった。

自然発生的に開始された救護活動も、その後、軍により連絡調整が図られた。8月10日の船舶司令部「広島救護計画」では、軍民救護機関の統制を図るため、毎日14時に戦闘司令部（市庁舎）で「令報ヲ行ヒ状況ニ即応スル運用ヲ期ス」こととした。要するに一時的に民側救護機関を軍の指揮下において統制を図ろうとしたのである。〔「戦災記録」118頁〕

しかし、救護所のコントロールや民間人への医療は、軍の本務ではない。「戦時災害」とはいえ、救護も医療も行政もしくは民間の役割であり、軍は常態への復帰を急いだ。9日に出された軍医部長指示では、「民収療機関再建ニ伴ヒ逐次現在ノ収療態勢ヲ軍独自ノ収療体系ニ変換スルモノトス」としている。〔同上121頁〕軍は軍人の負傷者の收容に専念するということである。こうして、14日から船舶司令部など軍関係に收容されていた約15,000人の患者（民間人）を、順次県が引き取ることとなった。廿日市・大竹・可部・忠海・竹原・西条・三次・庄原の各警察署に1,000人ずつ、海田市・広・河内・吉田の各署に500人ずつ割り当てられた。

負傷者の救護とならび瓦礫を取り除いて道路を整備する必要があった。さらに、屍体の処理という困難な課題があった。屍体の処理は、一般民衆に及ぼす影響は重大であり、「夏季腐敗期」でもあり、「丁重且迅速」に実施することとし、現場において火葬または土葬、できるかぎり神官僧侶を列席させ、「人名止ムヲ得サルモ柱数」を確実に調査するとの指示が出された。第一次の屍体処理は8月9日までに完了するよう命ぜられた。実際には、列席した神官僧侶は少数であった。それどころでなく、屍体を積み上げ、ガソリンを使用して焼却するなど、苛酷な屍体処理をせざるをえなかった。

軍・警察・警防団による全般的屍体処理作業は8月11日に一応終了し、以後は海中や焼跡など部分的作業が続けられた。8月20日現在までに県が把握した屍体処理数は、警察機関の処理数17,865人、軍部隊の処理数12,054人で、その他市外に避難し死亡した者3,040人であった。市内現場では火葬に付

し、近親者・縁故者・市役所などに引き渡された。広島市が引き取った遺骨は、市民部保健課で遺族へ交付した。10月31日現在での授受取扱数は、受領11,525体、交付4,805体、残6,720体であった。

市役所では、当初は、庁舎も避難所と化していた。幹部を先頭に庁舎に泊り込んでの活動が展開され、救援ムスピの配給、罹災証明書の発行、尋ね人の相談、遺骨の整理、見舞金の給付などの業務にあたった。8月13日、県援護課から200万円が届けられ、見舞金として罹災者ひとりあたり県・市30円ずつ計60円を支給することになった。その後、死没者ひとりに50円の弔慰金を支給した。こうした事務は12月10日ごろまで続けられた。また、戦時災害保護法による給与金（住宅・家財・遺族・障害）の支給は、9月15日から翌年4月10日まで続けられ、件数44,569件、総額2,290万円に上った。〔『市役所原爆誌』210頁〕

2 民心安定策・治安維持・情報統制

戦争をしているなかでの大被害である。当局者は、厭戦気分が広がることをくい止め、民心を安定させることに腐心した。8月7日には広島県知事告諭を出し、「仇敵ニ酬ユル道ハ断乎驕敵ヲ撃砕スルニアルヲ銘記セヨ、吾等ハアクマデモ最後ノ戦勝ヲ信ジ凡ユル難苦ヲ克服シテ大皇戦ニ挺身セム」と鼓舞した。〔『広島県知事告諭』〕

また、被害状況を過小に見せようとした。8月6日、三次地方事務所から応援にかけつけた職員は、多聞院で県知事の指示を受けたが、そのとき知事から自転車隊の応援を頼まれ、「被害の状況はあまり大きくいわないよう注意してくれ」といわれた。〔『県庁原爆被災誌』291頁〕「戦災記録」8月8日の総軍畑元帥・警察部長懇談の箇所には、「今回ノ爆弾ニツイテハ調査中ナルモ余リタイシタモノデハナイ等ニツキ…懇談」との記載がある。〔『戦災記録』108頁〕

軍、とりわけ憲兵隊は空襲下での秩序維持に腐心した。8月8日午前2時10分に中国憲兵隊司令部から出された命令（中国憲命第3号）では、つぎのように悪質流言飛語を警戒している。〔『船舶司令部作命綴』〕

今次空襲ニ敵ノ使用セル投下弾ハ従来ノソレニ比シ威力大ナリシ為民心ハ恐怖不安ニ駆ラレ、該爆弾ノ性能ヲ過大視シ惨害甚大ヲ吹聴スルモノ、或ハ軍ノ防衛作戰ニ言及シ、甚シキハ悲観論乃至敗戦的言動ヲナシ、延テハ反軍反戦和平的希求ノ素因トナルカ如キ悪質流言飛語ノ発生ヲ予想セラルルヲ以テ、之カ取締ヲ徹底強化スルモノトス

8月12日の災害復旧対策部課長会議では、民心の安定策として、町内会・隣組の急速整備が協議されている。また、犯罪の予防、治安維持、流言蜚語の取り締まり、敗戦厭戦思想の取り締まりについても協議されている。〔『戦災記録』125-126頁〕口伝報道、壁新聞により被害状況、救護状況、当局の方針等を逐次発表するとともに、新聞（大阪等の新聞社から応援配布）、放送などにより流言防止に努めていた。〔『八月六日広島市空襲被害並ニ対策措置ニ関スル件（詳報）』〕対策が功を奏したこともあり、実際には、火事場泥棒的な事象はあったものの、恐れていたことは起こらなかった。8月21日の県知事報告には、「空襲ノ悲惨ナルヲ現認シ一時民心ハ極度ニ畏怖動遥悲観的観測ヲナスノ兆アリタルモ、時日ノ経過ト共ニ次第ニ安定、軍都復興ヘノ機運及驕敵撃滅ノ戦意ハムシロ昂リツヽアリタル状況ナリ」と記されている。〔同上〕

屍体の処理は、一般民衆に及ぼす影響は重大との認識もあったことは、前述したとおりである。軍と罹災民との良好な関係にも心を砕き、8月15日に出された中国軍管区司令部参謀長の指示には、「復旧処理部隊ノ軍紀風紀ノ緊縮ヲ図リ以テ官民特ニ罹災民ヲシテ信頼感謝ノ念ヲ起サシムルニ勉ムルモノトス」とある。〔『第五十九軍作命甲綴』〕

終戦の「大詔」を受けて8月20日に出された広島県の内政部長通達（各学校長宛）では、「皇国民の練成」を強調するとともに、「政府又ハ指導者ニ対スル責任追及」などといったことがおこらないよう指導することが盛り込まれた。終戦後の秩序維持を図ろうとしたことが窺える。【『県庁原爆被災誌』123-125頁】

四 行政機能の復旧

1 常態への復帰

軍が主導した戦災処理は、8月半ば過ぎからは行政の責任において実施されることになり、9月に入って復員が始まると、残された戦災処理は県・市が一手に負うことになった。やがて、戦災処理から戦災復興に舵をきる段階となった。戦時災害保護法に基づく救護所が2か月の期限で10月5日に閉鎖されたことも、目に見える変化であった。ただし、それは被爆者援護の切捨て、「空白の10年」の始まりでもあった。

原爆被災により停止していた行政機能を再開する必要にも迫られた。そのための体制の再構築も求められた。広島市役所では、死亡した栗屋市長に代わり森下助役が市長代理となっていたが、一日も早く後任を選ぶ必要があった。8月20日に市会が開催され、藤田一郎（藤田組会長）を選出したが、本人の辞退により、9月29日に木原七郎（衆議院議員）を選出、本人の承諾も得られ、内務省の手続きを経て、10月22日によりやく新市長が就任した。その年の冬は、焼けただれた窓枠もない吹きさらしの市庁舎で、市役所の業務が遂行された。

県庁の常態への復帰は、後述するように執務場所の確保から始めなければならなかった。職員の確保も必要であり、とくに警察官の補充は喫緊の課題であった。そのため、解体される軍隊から補充することとなり、「大竹・呉・安浦の各海兵団、呉の飛行予科練習生約三百名余を半強制的に」警察練習所に入所させた。練習生が逃亡する「前代未聞」のことも生じたが、10月末ごろまでに700名ほどの警察官を採用し、復員、負傷者の復帰をあわせ1,748名の定員を確保することができた。【『新編広島県警察史』679頁】

予算編成は、常態への復帰が試される試練のひとつであった。戦災のための追加予算を上程する県参事会が8月25日に招集された。その2日前、日原内政課長は、高田地方事務所総務課長市川土郎を呼び寄せ、予算編成にあたらせた。「県職員で財政予算のわかる者は一人も生き残っていない」という状況であったのである。【『県庁原爆被災誌』144頁】着任早々、市川は予算追加の議案草稿を作ったが、現在予算額が不明のため追加額を現予算に追加するというかたちで参事会の議決に持ち込んだ。その後、職員を参事会員の自宅に派遣し、これまでに参事会が議決した追加予算を貰い集め、9月末になって、7月現在の現計予算を知りえたのであった。【『戦後広島県政史』9頁】

財政なしに県行政は回らないので、日原課長は職員の補充に奔走し、地方事務所や復員者などから人材を確保して11月ごろ予算係と税係で10人ほどの陣容となった。1946年度予算を審議する12月の県会に向け、予算編成を急いだ。そのためには、各部課から予算編成の要求資料を取りまとめる必要があったが、各部課では予算事務にあたっている者の多くは、本庁勤務で外勤の少ない職員であるため、原爆で多数死亡しており、予算事務を知っている職員は少なかった。しかも、予算編成のための基礎資料を失っており、さらには、自己所属の現在予算も不明な部課もあった。結局、資料を収集したり、各職員の記憶等を求めて探り足で編成せざるをえなかった。【同上】

1944年度の決算の調整には、「会計書類簿冊の殆んどを焼失したため此の決算書の調整は一通り二通りの労苦ではなかった。原爆症に悩む係員を呼びだしたり……焼失をまぬかれた書類等により兎に角

く原稿を作り得たが……」と、文字通り「困惑」したのである。〔同上26頁〕

前述したように、疎開などで一部の文書は焼失をまぬかれ、やがて常態復帰とともに疎開先から運び込まれ利用することができた。しかし、文書のほとんどを失ってしまったため、たちまちの業務にも差支えることは明白で、8月18日の部課長会議で「従来ノ指示通牒等ヲ他府県ヨリ取り寄セルコト」と申しあわす状況であった。〔「戦災記録」137頁〕

職員が執務するための事務機器、用品をそろえる必要もあった。担当職員の苦労話には、職員「一丸となって東奔西走、……その結果、転用品、疎開品等の蒐集により一時的ではあるが僅かな破れた机、椅子にもたれて事務を開始することが出来たのである。」「広島市附近に於ては県の要求する物品を購入する事は不可能であり、他県にこれを求むれば乱造品で使用に堪えないものが多くあると云う状態で各課よりの用度課に対する非難は相当なものがあり……」と。〔『戦後広島県政史』25頁〕

印刷関係の復旧を命じられた児玉秀一（のち広島県印刷局長、県議会議長）は、陸軍被服補給廠が疎開させていた印刷機と人員を引き取り、大竹の潜水学校の鑄造機を持ち帰った。事務用品については、海田の需品廠から県庁に必要な事務用品を持ち帰った。運送に必要なトラックは陸軍被服補給廠から転用を受けた、などと回想している。〔『戦後五十年広島県政のあゆみ』282頁〕

土木部は本川国民学校に疎開していたこともあり、土木職員の大部分を原爆で失った。そこへ9月17日、広島県としては未曾有ともいふべき台風災害に見舞われた。災害復旧計画は、他県の職員の応援により作成された。〔『戦後広島県政史』85頁〕土木部都市計画課では、職員20人余のうち10人が死亡、残りの全員が重傷で、元気で残ったのは軽傷の竹重貞蔵課長と出張中の数人に過ぎなかった。広島の復興計画立案を前に、数少ないスタッフでのスタートとなった。〔『戦後五十年広島県政のあゆみ』284頁〕

2 庁舎の移転

通常業務への復帰をはかるためには、東警察署の仮県庁から適当な建物に移転する必要がある。8月16日、移転候補として、東洋工業と日本製鋼所を視察した。前者は被害なく調度も十分で駅に近い、後者は相当な被害があり駅から遠い、との結果であった。翌日、東洋工業から貸付の同意が得られた。8月20日、県庁は安芸郡府中町の東洋工業に移転した。このとき、「課員の机椅子もないと云う有様で旧軍需物資の転用を受けたり、各方面より借り集めにより辛うじて事務の運営をして来た」という。〔『戦後広島県政史』26頁〕

前述の市川士郎の回想では、8月23日に県庁からの使いがあり、その日のうちに東洋工業内の県庁内政課を訪れた。間に合わせの長机や長腰掛等が置いてあったが、自席と決められた所を持たない職員は、不在職員の場所で仕事をしてしたが、日々出勤する職員も少数であった。交通機関が復旧していないため、朝は遅く来て、帰りが遅くなれば、机の上に寝るような始末であった。〔同上9頁〕

こうした状況で冬を越し、昭和21年度を迎えるころ、自前の庁舎の建設にとりかかるようになった。最初に、県庁舎をバラックで建築する計画を考えたところ、建築費600万円、5年もすれば使用できなくなる、ということであった。そこで、残された軍用財産である陸軍兵器補給廠を県庁に改造できないか研究した。原爆にさらされたままになっていた兵器補給廠の倉庫は屋根や窓が破壊され、これを補修することは莫大な経費がかかり、使い物になるまいと思われた。ところが、比較的安価で修理できるとの見込みが立ったので、晩春ころから突貫工事で修理にあたり、工事の出来上がったところから移転を開始した。〔同上10頁〕移転告示は6月20日である。

そのほかの県立学校や県有建物の復旧については、「県立学校生徒は青天井のもとで学び雨雪の際は休校の止むなきに至る等、行政並びに教育上一大痛撃を受けたのである。これが早急なる復旧計画を

樹て、翌昭和二十一年早々何分急施を要するためと予算及び資材その他の関係上、初期においては応急のバラック建をもって辛じて行政並びに教育を続け、昭和二十二年度より本建築に着手したが初期における建物は壁は板張りにして窓はガラスもなく紙を貼っていた状態であったが、爾来三ヶ年各庁各校共漸次復旧してきた。】〔同上83頁〕

県庁が兵器補給廠の倉庫に移転して、ようやく自前のスペースを確保できたのであるが、南海地震で建物に亀裂を生じており同規模の地震に見舞われれば崩壊する恐れがあること、建物は8棟に分かれ渡り廊下もなかったこと、倉庫を改造したものであるため常時点灯する必要があること、交通の便が悪いことなどから、市中央部に庁舎を新築する必要に迫られていた。〔同上84頁〕しかし、引き続き県財政窮乏のなかで、容易には実現しなかった。新県庁が落成するのは1956年4月19日のことで、原爆投下から10年以上の歳月を要したのである。〔『戦後五十年広島県政のあゆみ』91頁〕

おわりに

本稿では、本土決戦体制下における空襲への備え、軍の主導による迅速な戦災処理、応援体制の発動、応急対策、情報統制と民心安定・治安維持、軍政状態からの脱却、常態復帰に向けての職員補充、解体された軍の遺産（ヒト・モノ）の活用、などに焦点を当て、原爆被災に対する行政の対応から常態への復帰に至る過程を略述した。

行政機能は戦災のダメージが大きかっただけに、その回復は容易でなかった。広島という都市の復興やそこで暮らす人々の復興には、それ以上に大きな困難と長期にわたる時間を要した。これらについては、別の機会に論じられるであろう。

参考文献（典拠を明記していない箇所は、下記のいずれかの文献に記載されている）

『広島原爆戦災誌』第2巻 広島市役所編集・発行、1971.10

『広島県史 近代2』広島県編集・発行、1981.3

『広島県戦災史』広島県編集・発行、1988.6

『ひろしま復興・平和構築研究事業報告書 広島の復興経験を生かすために―廃墟からの再生―』国際平和拠点ひろしま構想実行委員会（広島県・広島市）編集・発行、2014.3

宇吹暁『ヒロシマ戦後史』岩波書店、2014.7

引用文献（下線部のように略記した。）

安藤福平「原爆投下直後の在広陸軍部隊公文書「船舶司令部作命綴」と「第五十九軍作命甲綴」」『広島県立文書館紀要』第13号、2016.8

石原虎好手記「原爆罹災下ノ警察ニ付テ」（『新編広島県警察史』646-651頁）

広島市公文書館所蔵、狩小川村文書814「庶務一件綴」昭和20年（『広島市公文書館紀要』第7号、1984年3月）

数野文明「原爆とアーカイブズ」『国文学研究資料館紀要』29-52（2005年3月）

『広島県庁原爆被災誌』広島県編集・発行、1976.3

『原爆体験記』広島市役所編集・発行、1966.3

佐伯文郎「広島市戦災処理の概要」（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵）

柴田重暉『原爆の実相』文化社、1955.8

「侍従御差遣録 昭和20年」（宮内公文書館所蔵）

- 『広島市役所原爆誌』広島市役所編集・発行、1966.3
- 広島県警察史編修委員会『新編広島県警察史』広島県警察連絡協議会、1954.4
- 『戦後五十年広島県政のあゆみ』広島県編集・発行、1996.3
- 『戦後広島県政史』県報関西新聞社編集・発行、1950.11
- 広島県「戦災記録」(『広島県史 原爆資料編』広島県編集・発行、1972.3 99-139頁)
- 「船舶司令部作命綴」(防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵)
- 「第五十九軍作命甲綴」(防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵)
- 「第二総軍命令等 昭和二〇・八・九～ 二〇・一〇・一〇」(防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵)
- 「高野源進書簡」(池田清宛)(広島県立文書館所蔵)
- 『中国地方総監府誌 原爆被災記録』中国地方総監府誌刊行会編集・発行、1972.8
- 広島県知事「八月六日広島市空襲被害並ニ対策措置ニ関スル件(詳報)」(前掲『広島県史 原爆資料編』139-162頁)
- 浜井信三『原爆市長』朝日新聞社、1967.12
- 『広島原爆戦災誌』第1巻 広島市役所編集・発行、1971.8
- 「広島県知事告諭」(広島県立文書館所蔵亘春市文書)

- 1 警察部長石原虎好は建物疎開について、広島は外海に面していないこと、「建物疎開方針ガ部民ノ意嚮ヲ尊重シ居リタル為メ」「稍々立遅レノ感アリ」と後年回想している。[「石原虎好手記」]
- 2 大空襲必至の想定は、警察幹部に行き渡っていたようである。宇品警察署の富田遯夫は、被爆直前のある日の会合で、西署の松本署長がつぎのように発言したと回想している。「広島は今まで爆撃から逃れているが、近いうちに必ず想像もつかないような大空襲があるにちがいない。そのとき、現在計画している対策は多くを期待できない。自分は“無計画の計画”ということを考えている」[『県庁原爆被災誌』273-274頁]
- 3 北川実夫の回想によれば、県知事は前日芦品郡府中町の北川鉄工所を視察、翌朝8時過ぎふたたび会社を訪れ、そこに広島からの連絡が入り、会社の自動車で福山の警察署へ送り届けたという。[『戦後五十年広島県政のあゆみ』281-282頁]その後、県知事は賀茂地方事務所・西条警察署に立ち寄り、情報を聴取し、両所(署)長に救援を命令したのち広島に入った。[『県庁原爆被災誌』286-287頁]
- 4 広島電鉄本社前で幹部と協議した浜井配給課長は、被災者の食糧を手配するため宇品町の機甲訓練所へ行きトラックを借り上げ、安芸郡府中町の食糧営団倉庫へ向かい、呉から救援にかけつけたトラック1台とともに、乾パンを満載して日赤病院の前へ運んだ。[浜井信三9-11頁]
- 5 浜井配給課長は、県と連絡をとる必要から多間院に向いた。[浜井信三14-15頁]
- 6 柴田助役は、一日遅れて登庁したことを「私は、僅かの負傷で一日を安全に過したこの身が恥ずかしく思われてならなかった」と、また、奮闘する職員について「家族を顧みずして、職務の遂行にのみ専念したこの人達は、普通の言葉では到底表現し得ない、美しい淨い、気高い何物かによって固く強く心のみを結ばれて、戦後処理に当たったものであった。」[柴田重暉18-19頁]と回想している。被爆6日目から歩行困難ながら出勤したある職員は、柴田助役から「きついおしかりを受けた」という。助役「君は、あまりけがもないようなのに休むとはなにごとだ」私「足腰を強く打ち、その痛みできょうも無理をしてでました」助役「人手が少ないので、じゅうぶん働いてくれ」[『原爆体験記』79頁]
- 7 広島市の北部の警備は海軍が担任した。海軍撤退後、8月11日から北地区警備隊が置かれ、富士井少将(広島地区司令部司令官)が隊長に任命された。[『戦災記録』123頁]
- 8 軍政状態がいつまで続いたかは不明であるが、8月15日に「地区司令部主催連絡会議」、その後知事と軍首脳との来往があり、8月20日に総監府で「各官公衛長連絡会議」が開催されている。8月16日以降、軍主催の会議の記載がないところから、早ければ8月16日、また、「各官公衛長連絡会議」の開催をもって常態に復したと考えれば、8月20日に軍政状態が解除されたと推察できる。なお、柴田広島市助役は、「十五日の無条件降伏の報が伝わるや、その翌日からは誰一人この定例会議に姿を現わさなくなった。……県庁に赴き協議の結果、翌日からは県知事の名で召集することに改めたら、ようやく従来通り顔が揃うようになった。」と終戦とともに軍は手を引いたと回想しているが[柴田重暉22頁]、第2総軍岡崎清三郎参謀長は、「総軍は戒厳令をしく、戒厳令は終戦後に及ぶ」と、軍政状態(岡崎は「戒厳令」と表現している)が戦後にも続いたと回想している。[安藤福平]

「原爆孤児」一語られざる軌跡

西本 雅実（にしもと まさみ）

中国新聞社特別編集委員

昭和31（1956）年広島市生まれ。55年中国新聞社入社（記者職）。

共著に『世界のヒバクシャ』（講談社）『検証ヒロシマ』（中国新聞社）、

単著に『1945原爆と中国新聞』（同）など。

はじめに

史上初めて昭和20（1945）年8月6日、広島市に投下された原爆は、生き残った人々の暮らしを一変させた。親や伴侶、子ども、きょうだいら肉親を奪われたうえに、住まいや働く場を失い、地域社会も根こそぎ破壊された。

とりわけ辛酸をなめたのが、「原爆孤児」と呼ばれた人たちである。広島県内の孤児は、公的な扶助も乏しかった終戦後の混乱期、厚生省が23年にまとめていた全国調査によると、東京や大阪を上回る最多の5975人を数えた¹。

しかし今、心身に深い傷を負った孤児がそれだけいたことも、生き抜いた半生も、顧みられたり語られたりすることは少ない。

なぜなのか。本稿では、「原爆孤児」をめぐる軌跡を、現存が分かった1次資料や知られざる記録とともに掘り起こす。筆者のこれまでの取材にあえて応じた当事者の証言も記し、原爆被害からの人間の「再生」とは何かを考える。

1 直後の救援―「比治山迷子収容所」

表紙に「昭和二十年度日誌広島市比治山国民学校」と墨書された日誌が現存する²。「八月八日」の項には、「午後四時 市収入役黒瀬氏孤児連行 迷子収容所開設サル」とあり、校長だった石田正己や訓導（教諭）の斗榭良江ら5人が勤務していたことも記されている。

原爆投下で未曾有の混乱に陥ったさなか、保護者の生死が不明となった子どもたちの救援が始まる。『広島県戦災誌』は、「比治山国民学校に孤児収容保育所を開設」は8月10日とするが³、実際は被爆の2日後であった。

比治山国民学校は、爆心地から南東に約2.8キロにあり、火災を免れた。教室にいた児童約50人はガラス片などで負傷したが無事であり、3年生以上の児童は佐伯郡津田村（現廿日市市）などへ集団疎開していた⁴。被爆直後から負傷した市民が避難し、県が翌7日に布告した救護所13カ所の一つとなり⁵、石田も女性教諭らも泊まり込んで看護を手伝っていた。

「罹災患者依然多数呻吟ス 孤児収容所モ漸時収容サレテ二十四名トナル」（「日誌」8月9日の記述）。当時28歳の母でもあった斗榭が後に著した手記によると、「母を求めて泣き叫ぶ赤子」に「乳を含ませてやると」「やがてスヤスヤと眠り始めた」が、数日後に「死んでしまった」⁶。極限下の保育が続いた。

運営は広島市社会課が主管した。当時の課長で後に初代東京出張所長となり、

昭和24年の広島平和記念都市建設法制定に尽力した矢吹憲道が残した一連の資料のなかに「比治山迷児収容所概要」という文書がある⁷。昭和天皇が派遣し、昭和20年9月3日に比治山迷子収容所も訪れた侍従永積寅彦の広島視察を控えて作成したとみられる。市の「言上書」⁸は「概要」の内容を記していた。

前日の9月2日までに受け入れたのは計91人(うち女兒36人)。内訳は0～5歳が40人、6～12歳が47人、13歳以上が4人。うち18人が親に、14人が親族などと計32人が引き取られたが、9人が死去していた。「強度ノ下痢症状ヲ起シ衰弱死亡ニ至レルモノナリ」。放射線急性障害による原爆死である。

広島市は、親や親族を捜すため収容児の名簿をつくり、臨時県庁が置かれた広島東警察署をはじめ市庁舎、福屋百貨店、広島駅前などで16日に掲示し、市郊外祇園町(現安佐南区)の原放送所で業務を再開した広島中央放送局(現NHK広島放送局)のラジオ放送を通じて呼び掛けも2回していた。

「相扶け孤児は育つ」。広島市郊外の温品村(現東区)に疎開させていた輪転機を動かし、自力発行を再開したばかりの中国新聞は、この見出しに写真を付けた9月13日付で、迷子収容所の状況を報じた。

「原子爆弾症のため」頭髪が抜けた子も「ボツボツ小さな毛も生え」、野草採取や食用カエルの捕獲もしていると快活さを描写する一方、新たな入所児は「日に三名を下らない」と伝える。年長は15歳からの35人(うち女兒12人)の名前も載せたが、「かつちゃん(五歳)」「不詳二人(五歳と六歳いづれも当日己斐町にあり)」などと記す。年端の行かない子は自らの名も言えないほどの状態だったことがうかがえる。

比治山迷子収容所には、高松宮が訪れた11月11日時点でも30人がいた⁹。引き取り手が現れなかった16人は昭和21(1946)年2月10日、後述する広島戦災児育成所へ移る¹⁰。開設中に155人から200人を収容したされる¹¹が、どれだけの乳幼児が肉親と再会できたのか、また亡くなったのか。当該の「日誌」からもはっきりしない。斗楯の手記によると、自ら乳を与えた子をはじめ11人の子どもを吊ったという¹²。

2 「疎開地に取り残され」

広島市の児童総数は、原爆の直前は4万1638人を数えた¹³。

大戦中、政府は国民学校初等科3年以上6年までの「集団疎開」を決め、昭和19(1944)年7月、東京都区部や大阪など13都市を指定。広島市は翌20年4月に追加され¹⁴、同3日には大手町国民学校(被爆後に廃校)などが第1陣として県北へ向かう。8365人が県内7郡の寺院や集会所などで寝泊まりして地元の各校に通い、親族宅が田舎にある約1万7400人が縁故疎開したとされる。親元などにとどまった学童は約3300人が死亡したともみられている¹⁵。

終戦により広島市は8月30日、学童集団疎開先からの引き揚げをめぐる「集団疎開児童ニ関スル件」を各国民学校長に通知¹⁶。比婆郡敷信村(現庄原市)にいた広島師範学校男子部付属国民学校(現広島大付属東雲小)が9月4日に現地を出発し、集団疎開していた計36校の引き揚げは11月に完了したとされる。

しかし、帰りたくても帰れない、家族も行き場も失った子どもたちがいた。

中島国民学校（現中区の中島小）4年生だった男子が、「疎開地に取残されて」と題して原爆から1年後に書き、広島戦災児育成所が編んだ手記集がある¹⁷。本人が保存している。いち早く編まれた広島原爆体験記であり、疎開児童も強いられた被害を赤裸々に伝える。旧字表記を改めて引く。

「いよいよ集団疎開も解散になった。友達はどんどんお父さんやお母さん、叔父さん、叔母さんなどが迎えに来られ、次々と引き上げて行った。しかし、僕たちのお父さん、お母さんは何日まっても来られなかった／十月になって突然、安村（現安佐南区）の親類から手紙が来て、ちょうどあの日、お父さんとお母さんと一番下の妹とが広島へ出て、あの恐ろしい爆弾のために死なれたということを知った。悲しかった。兄さんも僕もどうしたらよいかわからなかった／弟のことなど次から次へと思い出されて寝られなかった／間もなく双三郡に残った者は全部、三良坂の大社教分院に移った／一カ月くらいして十二月二十八日に、この育成所に来た」。双三郡三良坂町（現三次市）へ一緒に集団疎開した6年生の兄も、幼かった弟も戦災児育成所へ入った。

父が京表具製造を営む一家の住まいは広島市天神町、現平和記念公園の南側にあった。両親と弟や妹は古市町（現安佐南区）に疎開していたが、父（当時45歳）も母（同36歳）も妹（同1歳）も「どこで死んだのか、今も分からない」と、平成29（2017）年の今年82歳になる男性はいう。

三良坂町に集められた中島・本川・袋町・広瀬国民学校の12人は、昭和20年12月28日、五日市町（現佐伯区皆賀）の元県農事試験場に設けられた戦災児育成所へ着く¹⁸。最初は、比婆郡山内北村（現庄原市）から23日に着いた大手町国民学校などの7人、比治山迷子収容からも15人が26日に移っていた。大手町国民学校は、区域内に戻る住民がほとんどおらず廃校になっていた。

広島戦災児育成所で集団生活を送ることになる子どもたちは、行政やメディアからも「原爆孤児」と呼ばれる。また、その呼び名で知られていく。

3 子どもたちの育成

広島戦災児育成所は、昭和21（1946）年1月19日に開所式を行う。

「現在三十一名の幼い魂が所長山下義信氏ほか多数の人々の温かい庇護の下に…」開所直前の新聞記事によると、毎朝6時に起床し、8時半から授業、12時昼食、午後は1時半から農作業、2時半に牛乳などの間食、4時半清掃、5時夕食、8時就寝。「試験農場時代の約一町歩の畑があり」「副食物自給は事欠かぬ」としながら、衣服は学童疎開時からの夏服で、約10人の職員が硫黄消毒をしても「着替えがなく」、「虱の卵」が付いたものを着ているとも言及している¹⁹。

育成所は、仏教者の山下が昭和20年9月15日に復員し、親を失った子どもたちの窮状を旧友でもあった広島市保健課長松林鎔三から聞き、県から土地・建物を借り、私財を投じて創設した。山下は原爆で次男を失ってもいた。

授業は、幟町国民学校（現幟町小）分教場として同校訓導の斗栴正や比治山国民学校から移った妻良江らが担う。開設時は「十八畳の第一児童室のみ」だった

が、寄付で寮を移築するなど環境を整え、女子職員は、幼児・児童6～10人ずつの「担任母」として起居を共にする。山下は常に「父となれ、母となれ」と呼び掛け、若い職員らも献身的な育成に努めた。子どもらは、旧錬成道場を仏堂風に改築した「光ヶ丘童心寺」で、朝晩は仏参を欠かさず、毎月6日は亡き親きょうだいらの法要を営んだ²⁰。

しかし、運営は綱渡りであった。一番は食糧危機である。広島市長木原七郎は昭和21年7月20日の「広島市報」で、田舎への帰農や焼け跡の全面耕作を市民に求めた。広島でも食糧配給の遅配や欠配が続いた。食べ盛りの子どものため、山下は、私財の大部分をヤミ米やみそ・醤油の購入に充てたと回想している²¹。集団生活に当時つきまとった眼病や、下痢などの治療は、近隣の病院や開業医が協力した。使命感に駆られた個人の意思や努力により戦災児育成所は支えられたのである。

戦争・原爆に起因する孤児たちの養育は、戦災児育成所にとどまらなかった。いったんは縁故者に引き取られても、家族崩壊や貧困とさまざまな事情から独り飛び出し、生きざるを得なかった子どもたちもいた。

外地から引き揚げた孤児の保護から始まったのが、上栗頼登が少尉時代の退職金を充て昭和20年10月22日、宇品町（現南区）の旧船舶輸送部隊兵舎で開設した「引揚孤児収容所」、後の新生学園である²²。日本人国民学校があったフィリピン・ミンダナオ島ダバオからの引揚児220人を年末までに収容した。また、浮浪戦災孤児も収容して22年4月1日、基町（現中区）の野砲兵第五連隊跡地に新生学園を開設する。

さらに昭和21年9月3日、広島県戦災孤児教育所似島学園が、似島（現南区）で開設される。広島駅前の闇市一帯で寝起きしていた浮浪孤児を警察が取り締まったのを機に34人が入園する²³。学園長となる森芳麿や中国から復員した吉川豊が奔走し、旧陸軍運輸部の似島倉庫を改築した。当初はイカダを作ったり、泳いだりして島を脱出する者もいた。

戦前から孤児の世話をしていた広島修道院は昭和22年4月、疎開先から戻った若草町（現東区）で活動を再開する。カトリック系の光の園摂理の家は8月、祇園町（現安佐南区）に設けられ、翌23年6月には基町へ新築移転する。8畳5部屋や授産場などを設け、32人を養育する²⁴。精神薄弱児施設の六方学園も24年、古田町高須（現西区）へ移り、「原爆孤児」を収容した²⁵。

児童福祉法が昭和22年12月に公布され、戦災児育成所などは養護施設となり、前年公布の生活保護法と合わせて補助は増えるが、運営に十分とは言えなかった。財源の助けとなったのが、「赤い羽根」による22年度からの共同募金配分であった²⁶。24年度からは「お年玉つき」年賀はがきの寄付も配分された。

戦災児育成所の子どもたちは昭和23年からは、地元の五日市小や、前年に発足した新制中学に通った。「育成所概要」によると当時の在所児は85人（うち女子25人）で、内訳は幼児が8人（同3人）、児童が48人（同14人）、中学生が29人（同8人）。「収容原因」は、「原爆孤児」が67人と最多で、「浮浪児」が6人、養護施設に伴う「児童相談所より」が7人などであった²⁷。

戦災児育成所は、山下の申し出により昭和28年1月1日、広島市へ移管される。開設から移管までの「児童名簿」には計171人の名前が残る²⁸。食糧危機のころも亡くなった子どもはいない。23人が「親子再会」を果たし、46人が「親族引取」、17人が「養子縁組」と86人が25年末までに退所していた²⁹。30年に「広島市童心園」と改称し、42年には養護施設としての務めを終える。

「原爆孤児」と呼ばれた人たちは、広島の復興が進むころから順次それぞれに各施設を退所し、自力で生き抜くことを迫られる。就職や結婚となると社会の偏見とも闘わなくてはならなかった。



広島県農事試験場跡に開設された広島戦災児育成所
昭和22（1947）年（撮影：菊池俊吉 所蔵：菊地徳子）

4 つかめぬ実数

原爆で自らも右視力を失い、被爆者運動の先頭に立つ森滝市郎は、広島大教授だったころ「原爆孤児」を支援する「広島子どもを守る会」を率いた。結成は昭和28（1953）年2月。会は、日本人による「精神養子」を推進し、大学生らは市内の小・中学校や施設にいる子どもたちの実態調査にも当たった。森滝は2回の調査を基にした「原爆孤児」との論考でこう説いている³⁰。

「集団疎開または縁故疎開していた子供たちが原爆または原爆症により両親を失ったもののみならず父又は母の一方を失ったものでも、その窮状が甚だしいと「気の毒な子供」という気持ちを込めていつしか「原爆孤児」と呼ばれるに至ったのである／祖父母に育てられているものでもいつしか「原爆孤児」と呼ばれるようになったのはその窮状が自然そう呼ばせるに至ったのであって、問題はまさしくこの点にあるのである」

孤児を厳密にとらえれば、両親がいない子どもになるが、原爆被害が甚大な広島では、母や祖父母がいても被爆による障害や生活基盤の崩壊から扶養能力に欠け、多くが困窮状態に陥った。地域社会は破壊され、福祉政策も乏しいなか、親を失った子どもは真っ先に社会の混乱や荒波に襲われる。成長過程においても生活苦がつきまとった。復興が進むに連れて支援が寄せられる一方、窮状を抜け出

た人たちから「同情」交じりの心ない視線にもさらされたのである。

厚生省が昭和23年2月1日でまとめた「全国孤児一斉調査結果」によると、両親がいない孤児の総数は12万3511人。うち「戦災孤児」は2万8248人、植民地や占領地からの「引揚孤児」は1万1351人。広島県は5975人と全国最多であり、「施設収容保護」は456人で、ほかは「祖父母兄弟姉親戚知人」の「保護」にあるとされている。5975人のうち「戦災孤児」は2541人とあり、大半が原爆に起因するとみるのが妥当だろう。

だが既に、広島県外の親族に引き取られたり、生きるために大阪や東京へ向かったりした「原爆孤児」が相当数いたとみられる。

「広島子どもを守る会」は昭和28年、広島市立小・中45校を通じて423人の「原爆孤児」を確認する。原爆の投下時に乳幼児や国民学校低学年だった子どもたちである。4人に1人相当の28%が「衣食にも事欠く生活困窮者によって養育」されていたこともつかんだ³¹。

さらに翌29年10月に調査を広げると、小学校で802人（うち女子378人）、中学校で1008人（同539人）の計1810人いることが分かった。当時、小学校は市立34、国立2の計36校で児童総数は約4万3000人。中学校は市立14、私立10、国立2の計26校で生徒総数は約2万1000人だった³²。

「原爆孤児」1810人の実態をみると、「父母を失ったもの」は156人（うち小学校50人）、「父のみ失ったもの」1240人（同624人）、「母のみ失ったもの」414人（同128人）であった。父を失った家庭は「母の手一つ」となり、多くが「失対労務」という日雇い作業で子どもを育てる苦境にあった。

広島大社会学教室が、「原爆孤児」について昭和35年まで続けた調査によると、約1300人が広島県外で暮らし、多くが身元保証を必要としない職種で働き、転職の頻度も高かった³³。被爆地でも就職の際、親がいないというハンディを強いられる。戦災児育成所の出身者も中学を卒業すると、多くが住み込み働きをしたり、零細工場で働いたりして、自立を図らざるを得なかったのである。

5 精神養子

「原爆孤児」と呼ばれた子どもたちの養育を支援したのが「精神養子」運動である。ニューヨークが拠点の週刊誌「土曜文芸評論」の主筆ノーマン・カズンズが昭和24（1949）年8月に広島を訪れて戦災児育成所も視察し、翌9月17日発行の誌上で「モラル・アダプション」（精神養子）を呼び掛けた³⁴。

「精神養子と言うのは、米国家族によって養われ、養父母の名前を持つようになる原爆孤児のことを考えてのことである。こうした孤児は山下夫人の施設（注・山下の妻禎子が所長を務める戦災児育成所）のような所で生活するが、保護と養育に関する責任は米国家族が担うのである／山下孤児院では、子ども1人の養育費は1カ月当たり教育費などすべてを含め2ドル25セント（注・当時810円）である／「土曜文芸評論」の読者で、この考えに賛同し原爆孤児を養子にしようという人があれば、私は喜んで仲介の労を取りたいと思う」

当時、米国は日本人移民を全面的に禁じた「排日移民法」（1924年制定）を続

け、法的な養子縁組は不可能であった。そこで、カズンズは「次善の策」として「精神養子」縁組を提唱したのである。ノーベル賞作家のパール・バックや、ルポ「ヒロシマ」を著したジョン・ハーシーらが賛同し、事業に協力した。

カズンズは10月、広島市長浜井信三宛てに書簡を送り、提唱に対する反響の大きさを伝え、「資金が増えれば広島的全原爆孤児を支援したい」と申し出た³⁵。市は12月、浜井を委員長に「広島市戦災孤児養育資金管理運営委員会」を設け、「戦災孤児の精神的な養子縁組」への協力を伝えた³⁶。こうして日米にまたがる原爆被害者への支援・養育事業が始まったのである。

縁組は、広島側から送られた子どもたちの写真や経歴を基にした。第1号は昭和25年2月、戦災児育成所の11歳女子とミズーリ州教師で2児の父との間で結ばれ、育成所の71人が3月末までに「精神養子」となる。養育費や衣類、書籍のプレゼントにとどまらず、手紙も届いた。子どもたちの手紙の翻訳も広島在住の日系2世や大学生らが協力した。

「政府が広島を破壊し尽くし、君のような孤児をたくさん生み出したことは申し訳ない」(牧師・1950年4月25日付)。精神親の手紙は、原爆投下は必要だったとみるのが一般だった米国で、良心のうずきを覚えた市民が手を差し伸べたことを浮かび上がらせる³⁷。日米の市民が協同した「精神養子」は、原爆を巡る互いの溝を埋めようとする、いち早い市民運動でもあった。

縁組は広島市外の養護施設や、母子家庭の子も対象となり、ピーク時の昭和28年末には409人を数え、養育費総額は昭和32年末までに約1747万円に上った³⁸。これに触発されて、「広島子どもを守る会」による「国内精神養子」は起こった。85人が縁組し、最年少の孤児が18歳を超える39年まで活動を続けた³⁹。

「精神養子」と米国市民とのつながりは、子どもたちが施設を離れると言葉の壁もあり自然と途切れる。広島市公文書館に残っていた互いの手紙や資料から昭和63年、中国新聞の先輩記者と筆者は、戦災児育成所にいた人たちの思いや歩みを「ヒロシマ精神養子」と題して連載・特集で報じた⁴⁰。

消息が分かった38人のうち22人が、紙面でのイニシャル表記を求めた。「今にして思えば『見も知らぬ人がよくも…』と頭が下がります」と感謝の気持ちを表しながらも、「いまさら『原爆孤児』とみられるのは」「主人にも話していない」と実名を拒む人が多かった。多くが広島を離れて暮らしていた。

50歳前後になっていた元孤児たちは、人知れず努力を重ね、家庭を築き平穏な生活を手にしていた。戦災児育成所や広島市童心園を出てからも互いの結びつきは強かった。しかし、体験を表だって語ることには、実名で応じた人も抵抗感をのぞかせた。被爆者運動や平和運動は冷めた目で見ている。多感なころから「原爆孤児」として新聞・雑誌に取り上げられ、世間の目にさらされた。言い尽くせぬ、第三者の推測を軽々に許さないものを押し抱いていた。

顧みれば昭和22年12月7日、天皇の広島巡幸に伴い戦災児育成所の近くで出迎え、対面は全国的に話題となった。選挙運動に駆り出された人もいた。米国からのプレゼントや、節目の退所・就職でも「苦難」「美談」ない交ぜで扱われた。29年3月1日のビキニ被災を機に原水爆禁止の声が起こると、運動団体からは発言

や行動を求められもした。両親を奪われた原爆被害者でありながら、32年の原爆医療法制定に始まる被爆者対策や援護からは置き去りにされた。疎開地に取り残された人たちは被爆者健康手帳の所持者ではないからである。

現行の被爆者援護法は、平成7（1995）年7月1日に施行され、昭和44（1969）年3月末までに死亡した被爆者の遺族で手帳所持者であれば、孫にも「特別葬祭給付金」（1人国債10万円）を支給した。「原爆の痛ましさはだれよりも知っている」被害者たちは対象にすらならなかった。

6 語られざる軌跡

「地下室の奇跡」。広島市中区の袋町小平和資料館が展示しているパネル説明である。爆心地から約460メートル。焼け残った鉄筋西校舎の一部を市が保存して平成14（2002）年に開館した。地下室で被爆した3人の児童が助かったことを「A」「O」「T」と報道を基にイニシャル表記で伝える。

しかし、昭和20（1945）年8月6日の「奇跡」の後はどうなったのかは触れていない。3人はいずれも「原爆孤児」となった。本人や遺族への筆者のこれまでの取材や提供された資料を基に記す。

4年生だった「A」は、父の病死に続き、原爆で母や祖父母、きょうだいの家族8人を失った。松江市に住む父の妹に引き取られ、中学を卒業するとすし店で住み込み修行をした。義父となる店に勤めて独立し1男1女をもうけたが、胃がんのため平成5年に57歳で亡くなった。

原爆関連のテレビ番組を見ると「あんなもんじゃなかった」とは吐露しても、妻や店を継いだ長男にも自らの体験を詳しく語ろうとはしなかった。

「A」の手を握り脱出した級友「T」の半生は、流転の半生となった。一緒に登校した弟（当時8歳）は死去。病死の父に代わって洋服仕立てをした母（同30歳）は見つからず、下宿していた朝鮮半島出身の男性と再会する。一緒にバラック暮らしを始めたが昭和20年9月17日の枕崎台風で押し流され、その男性とソウルへ。駐留米兵相手に靴磨きをし、路上でかますにくるまって寝た。砲弾が目の前で飛び交う朝鮮戦争も体験した。パン製造店に住み込んだ20歳のころから政府やソウル市を訪ね、帰国を訴えたが、門前払いが続いた。国交がなかったからである。

「故郷ガナツカシクテ」。戸籍謄本を求める手紙が昭和33年広島市に届き、ソウル市長の協力もあり国交回復前の35年6月、念願の帰郷にこぎつけた。日本語はすっかり忘れ、手紙は「息子同然にかわいがってくれた」婦人が書いてくれた。広島市の紹介でようかん製造店に勤めたが、「どうしてもお母さんや弟がいたころを思い出して…」。帰国が騒がれた分、好奇の目でもみられた。在日韓国人のつてを頼って大阪へ移り、30歳の年に結婚。転職したステンレス加工会社で働き、4男1女を育て上げた。落ち着いた生活を手にしてからは渡韓を重ねて「恩人」の婦人を捜した。現地のテレビ番組で呼び掛けた1995年、亡き婦人の長女との再会を果たした。最愛の妻を平成25（2013）年に亡くし、再び一人暮らしとなったが、大阪府内で健在である。今年82歳となる。

「O」は2年生だった。父（当時45歳）と母（同44歳）やきょうだいの家族6人を原爆で失った。学童疎開先から戻った兄や姉と別れ、広島県戦災孤児教育所似島学園へ預けられる。連合軍総司令部（GHQ）の占領統治が明けた昭和27年8月6日、広島市の平和記念式典で、原爆慰霊碑を除幕した児童・生徒5人の1人となり、兄の支援で高校を卒業して大阪の写真学校へ進んだ。広島市内で写真現像店を営み、39年に結婚。新妻を寺町（現中区）の菩提寺へ伴い「両親の墓」を紹介した。店の賃貸し契約が切れたのを機にタクシー運転手に転じたが、体力的に続かなかった。34歳の年に市職員に採用され、息子2人が生まれると自宅も構えた。しかし平成3年、胃がんが見つかり全摘手術を受ける。

「話したところで今さらどうなるわけじゃなし」。ヒロシマ50年の企画取材に、ためらいながらも応じた。原爆慰霊碑と一緒に除幕したのは、親を失った子どもたちだった。「どうしているのかな」「いや、向こうも会いたくないでしょう」と自問自答した。記事を見た袋町小の要請で児童らに自らの被爆体験を語ったが、メディアには再び出ようとしなかった。平成19年に70歳で亡くなった。

妻を訪ねるとこう語った。「息を引き取る3カ月前から、避けていた孤児のころのことも勢い込んで話しました。まさか死ぬとは思えず、もっと聞いておけばよかった…。心の整理をつけることに最期まで苦しんだのだろうか。

原爆後を支え合いながら、日本と南米ブラジルで生き別れとなった兄弟の軌跡についても触れる。生家は旧材木町の石材店、現在は原爆資料館が立つ。

兄は市立第一工業学校（被爆後に廃校）1年生だった。建物疎開作業に動員された鶴見橋近くで被爆した。母（当時35歳）と弟妹の4人が死去し、三良坂町に集団疎開していた中島国民学校4年だった弟の2人となった。父は病死し、東千田町（現中区）に住む母方の祖母を頼るしかなかった。兄は学校をやめて市内の建具店に住み込む。弟は翌年に祖母宅を飛び出し、広島駅をめぐらしていたところを見つかり、県戦災児教育所似島学園1期生34人のひとりとなった。

兄は弟を手紙でも励ました。「この間会った時にお前に気に入らぬことを言ったが、許してくれ/だが、気の持ちようだ。しっかりやれ。前を見て進め。人に負けるな。頑張れ」。弟は学園の紹介で加計町（現北広島町）の農家で働き、24歳となった昭和34年、ブラジルへ単身渡る。地元青年団の壮行会にも兄も出席した。それが兄弟の別れとなった。

広島県知事大原博夫は昭和31年、米国に続いて、ブラジル各地を2カ月に及んで回り、「呼び寄せ移民」への協力を求める。復興途上の広島市や県内農村部の次男・三男の就労の場を広げようとした。広島は戦前に全国最多の移民を送り出した「移民県」でもあった。ブラジルでは推計5500家族からなる広島県人会が前年の1955年に結成されていた⁴¹。

弟は、甲田町（現安芸高田市）の出身者が開拓するサンパウロ州の農場に入った。約7ヘクタールの畑を馬でも耕し、夜は鶏舎を回り、土曜日は市場で野菜を売った。渡航11年後、「パトロン（農場主）」の末娘と結婚し、2児の父となった。しかし、日系2世の妻にも「兄がいる」と言うだけで広島には触れたがらず、挙式を知らせた加計町の知人とも連絡を断つ。1986（昭和61）年に51歳で死去した。

サンパウロ市内に住む妻を後に訪ねると、「夫は『広島へ帰るくらいならブラジルを旅行する』と言いました。でも、原爆の日はずちらのお寺にお参りしてました」と話し、夫の墓に案内してくれた。原爆の忌まわしさを振り払おうとしたのか、浴びるほど酒を飲んだという。

「爆心の兄弟」を追ったのは、妻が「夫の死を兄に知らせてほしい」と、ブラジル広島県人会の理事に代筆を依頼した手紙を受け取ったことから。兄の名前も住所も分からなかったが、原爆前は「材木町」で暮らしていたとあった。ゆかりの人たちや親族を訪ねると、兄は昭和48年まで広島市内で働き、腕利きの建具職人だった。しかし、子どもができなかったことや深酒が重なり家庭は破綻し、行方知れずになったという。

ようやく捜し当てた兄は、西日本最大の日雇い労働者が集住する大阪市西成区の「あいりん」地区にいた。54歳だった。

「弟はブラジルで元気にやっと思つたけどな…わしも金を稼いだら行くつもりじゃったが、いろいろあったし…」。酒場でむせび泣いた。関西の建設現場を転々とし、「あいりん」に住民票を移していた。「仕事中に目をやられ、手配師が安う診てくれる病院を世話してくれたんや」。被爆者健康手帳は取得していなかった。酔いが進むところも明かした。

「わしが原爆手帳を取る気がないのを知り、『戸籍を売れば金になる』と言うやつもおつた。原爆がついて回る広島におるのがいやになつた」。亡き弟の名前の一文字になぞらえて、「弟は幸せだつたと思う。おりとうなかつた日本を出て、子どもにも恵まれた。ブラジルのおいが17代目か…」と忍んだ。写真をブラジルに送ってくれと、通天閣を背にポーズを取つた。「爆心の兄弟」と題した連載記事を機に広島親族と連絡をするようになったが、やがて音信を再び断つた。健在であれば今年85歳となる。

おわりに

「ひろしま復興・平和構築研究事業報告書」として平成26（2014）年に刊行された『広島復興経験を生かすために』で、筆者は「原爆報道」「市民生活の再建と変遷」を概述した。「原爆孤児」をめぐる軌跡には言及しなかつた。紙幅に限りがあったとするのは言い訳だろう。沈黙を押し通す人たちが、はき出す言葉に出会うたび打ちのめされ、軽々しく述べる立場にないと思つたからである。

今回、執筆に応じたのは、これまでの史誌で扱われていなかったり、見過ごされたりしてきた記録をとどめたい、それ以上に、「原爆孤児」と呼ばれた人たちの言い尽くせぬ一端を伝えたいとの思いからである。自省を込めて記すがメディアは、進んで語ろうとしない人たちの原爆体験を取り上げなくなった。

15歳の夏に被爆し、両親と姉を奪われ、広島一中（現国泰寺高）を卒業すると原爆を投下した母国へ「生きるために」帰つた日系2世の言葉を最後に紹介したい。カリフォルニア州で農園季節労働者となり、陸軍にも勤めた。知己を得た日系2世は今、広島市に住み、平和記念公園へ墓参として足を運ぶ。かつての住まいは原爆慰霊碑近くにあった。

「米国でくじけそうになると、両親が夢枕に立ちました。父と母を合わせた年齢まで生きようと思ってきた。それを超えたけれど、私の心の平安は、両親のもとへ行ったときでしょう」。穏やかな口調でそう語る。

広島は廃虚から「復興」を成し遂げ、発展した。市民・県民のためまぬ営為で119万都市となった。しかし、原爆の悲惨を生き抜いた人々がいたことや、語られない思いがあることは、どこまで意識されているだろうか。自身が亡くなって「平安」を得られるという、すさまじい言葉に触れると、人間の「再生」は重く耐えがたいものとしか言いようがない。戦争・原爆が、それを強いたのである。

- 1 厚生省大臣官房総務課統計係『厚生統計月報（第2巻第2号）』昭和23年5月 88頁
- 2 「昭和二十年度日誌広島市比治山国民学校」（広島市立比治山小学校所蔵）
- 3 広島県編『広島県戦災史』（第一法規出版社 1988年）年表120頁
- 4 広島市役所編『広島原爆戦災誌』第4巻（広島市，1971年）217頁
- 5 「広島県知事高野源進諭告」昭和20年8月7日（広島県立文書館所蔵）
- 6 斗榭良江「比治山国民学校迷子収容所 五日市戦災児育成所」（『広島原爆戦災誌』第5巻資料編，広島市，1971年）647～648頁
- 7 「比治山迷児収容所概要」昭和20年9月2日（広島市公文書館所蔵）
- 8 広島市「言上書」昭和20年9月3日（『昭和二十年侍従御差遣録』宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵）
- 9 中国新聞1945年12月13日付
- 10 中国新聞1946年2月12日付
- 11 広島市編『広島新史（行政編）』（広島市，1983年）132頁
- 12 前掲「比治山国民学校迷子収容所 五日市戦災児育成所」659頁
- 13 広島市役所編『新修広島市史』第4巻（広島市，1958年）640頁 前掲『広島原爆戦災誌』第4巻 5頁
- 14 文部省『学制百年史』（帝国地方行政学会，1972年）567頁
- 15 前掲『新修広島市史』第4巻 640頁
- 16 広島市教育センター編『広島市学校教育史』（広島市教育センター，1990年）602頁
- 17 広島戦災児育成所「あの当時」昭和21年8月（個人所蔵）
- 18 広島戦災児育成所「日誌」昭和20年12月23日～23年3月末（広島市公文書館所蔵）
- 19 中国新聞1946年1月16日付
- 20 前掲「育成日誌」と中国新聞1975年8月7日～16日付「生き抜いた30年」連載10回を参照
- 21 山下義信「育成の若干の記録」中国新聞1975年8月9日付
- 22 広島県編『広島県史（現代）』（広島県，1983年）1135～1136頁
- 23 広島市役所編『原爆戦災誌』第1巻（広島市役所，1971年）211～212頁
- 24 中国新聞1948年6月6日付
- 25 中国新聞社編『炎の火から20年－広島の記録2』（未来社，1966年）296頁
- 26 広島県・県社会福祉協議会「広島県社会福祉事業の概況」昭和30年3月 88頁
- 27 広島戦災児育成所「要覧」昭和24・25年度版（原爆資料館所蔵）
- 28 広島戦災児育成所「児童名簿」昭和20年12月25日～26年11月19日（非公開）
- 29 前掲「要覧」
- 30 森滝市郎「原爆孤児」『原爆と広島』（平和と学問を守る大学人の会，1954年）47頁

- 31 調査結果は前掲『原爆と広島』に収録
- 32 広島市総務局総務課編『市勢要覧』（広島市役所，1955年）114～117頁
- 33 広島市役所編『新修広島市史』第1巻（広島市役所，1961年）655～656頁
- 34 Norman Cousins “Hiroshima—Four Years Later” The Saturday Review of Literature September 17, 1949 p.30
- 35 ノーマン・カズンズから浜井信三宛て書簡1949年10月11日（原爆資料館所蔵）
- 36 浜井信三からノーマン・カズンズ宛て書簡1949年12月21日（原爆資料館所蔵）
- 37 「精神親」と戦災児育成所児童との一連の書簡は広島市公文書館が所蔵。
- 38 広島市役所編『新修広島市史』第3巻（広島市役所，1959年）808～810頁
- 39 広島県編『原爆三十年』（広島県，1976年）264～265頁
- 40 中国新聞1988年7月13日～8月1日付「ヒロシマ精神養子」連載17回・特集3回
- 41 ブラジル広島県人会編『ブラジル広島県人発展史並びに県人名簿』（ブラジル広島県人会，1967年）38頁

ひろしま復興・平和構築研究事業報告書

広島の復興経験を生かすために－廃墟からの再生－ 第3巻

発行日：平成29年3月31日

編集・発行：国際平和拠点ひろしま構想推進連携事業実行委員会（広島県・広島市）

【事務局】広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チーム

〒730-8511 広島市中区基町 10-52
